

福島県廃棄物処理計画（素案）の改定のポイント

平成 22 年 10 月 15 日

1 福島県廃棄物処理計画のあらまし

(1) 計画の位置付け

廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく法定計画で、国が定める基本方針に則り、廃棄物の減量化や適正処理について定めた計画。

(2) 計画の期間

国の基本方針に合わせ、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とする。

2 一般廃棄物

(1) 目標達成状況

平成 18 年 3 月に見直した廃棄物処理計画では、計画目標年度である平成 22 年度におけるごみ処理については、① 1 人 1 日当たりのごみの排出量、② リサイクル率、③ 1 日当たりの最終処分量の 3 項目について目標値を設定したが、将来予測に基づく平成 22 年度の予測値と比較すると、1 日当たりの最終処分量については目標値を達成する見込みだが、1 人 1 日当たりのごみ排出量とリサイクル率は目標値を達成できない見込み。

表 1 ごみ処理の目標値と予測値との比較

	予測値	目標値
	平成 22 年度	平成 22 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,022	978
リサイクル率 (%)	17.1	26.0
1 日当たりの最終処分量 (t/日)	211	225

(2) 新たな計画における目標値

ごみ減量化を推進するため、平成 27 年度の目標値を以下のとおり設定。

表 2 ごみの排出量等の目標値

	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	
	現状	目標	将来予測	目標
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,036	978	964	915
リサイクル率 (%)	15.5	26.0	19.4	26.0
1 日当たりの最終処分量 (t/日)	268	225	209	200

(3) 新たな計画における主な施策

ア ごみの発生抑制、再生利用の推進、最終処分量の削減の推進

市町村におけるごみ有料化の取組み、国が示した「一般廃棄物会計基準」による

コスト分析の取組みを促進。

イ 処理施設の効率的な整備の推進

ごみ処理施設について、施設の長寿命化・延命化のためのストックマネジメント手法の導入について情報提供を実施。

ごみの焼却処理について、ごみ発電等の導入等余熱利用や、廃棄物バイオマスの利活用のための施設設置を促進。また、新たなし尿処理施設の整備に際しては、メタン・リン回収設備等を導入など、資源の有効利用を促進。

ウ ごみの適正処理の推進

- ①在宅医療廃棄物の処理体制確立のための方向性策定
- ②災害廃棄物の適正処理体制整備の促進
- ③海岸漂着物対策の検討

3 産業廃棄物

(1) 目標達成状況

平成18年3月に見直した廃棄物処理計画では、計画目標年度である平成22年度における産業廃棄物処理については、①排出量、②再生利用量、③減量化量、④最終処分量について目標値を設定したが、将来予測に基づく平成22年度の予測値と比較すると、再生利用量は目標値を達成する見込みだが、排出量、減量化量、最終処分量は目標値を達成できない見込み。

表3 産業廃棄物の排出量等の目標値と予測値との比較 (単位: 千t/年)

項目	予測値	目標値
	平成22年度	平成22年度
排出量	8,743	8,514
再生利用・減量化量	7,914 (91%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,464 (40%)	3,043 (36%)
減量化量	4,450 (51%)	4,875 (57%)
最終処分量	830 (9%)	596 (7%)

※ ()内は排出量に対する割合を示す。

(2) 新たな計画における目標値

産業廃棄物の減量化を推進するため、平成27年度の目標値を以下のとおり設定。

表4 産業廃棄物の排出量等の目標値

	平成20年度	平成22年度	平成27年度	
	現状	目標	将来予測	目標
排出量	8,344千t/年	8,514千t/年	8,459千t/年	8,305千t/年
再生利用・減量化率	91%	93%	90%	92%
再生利用率	40%	36%	38%	39%
減量化率	51%	57%	52%	53%
最終処分率	10%	7%	10%	8%

※再生利用、減量化、最終処分の各項目については、排出量の変動に左右されない「処理率」を目標値とする。

(3) 新たな計画における主な施策

ア 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

多量排出事業者等への産業廃棄物処理計画策定指導の強化等、事業者等の自主的な取組みの推進。

イ 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業や処理業者に対する立入検査等の監視指導の強化。

優良評価制度等の推進による優良な産業廃棄物処理業者の育成。

ウ 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保

最終処分場等の処理施設整備は民間による整備を原則とし、優良な民間処理施設の育成のため、施設設置事業者に対する優良評価制度利用の促進や、環境マネジメントシステムの認証取得への支援等を実施。

公共関与による施設整備については、現状では緊急性及び必要性が低いことから、県中地区環境整備センター（仮称）事業は廃止することとし、将来、状況の変化により公共関与の検討が必要となった場合は、整備地域も含め改めて検討する。

エ 県外産業廃棄物の取扱い

県内における産業廃棄物の適正処理推進のため、県外産業廃棄物の県内への搬入については、県産業廃棄物条例の事前届出を指導するとともに、最終処分業者への搬入については、経済情勢等に配慮しながら引き続き20%以下を目標として指導する。

4 不法投棄防止対策

(1) 不法投棄の現状

平成20年度の産業廃棄物の不法投棄件数及び量は、それぞれ4件44,018トンであったが、いわき市小名浜地区で発覚した不法投棄事案1件の投棄量が44,000トンであり、当該分を除くと、不法投棄件数及び量は長期的には概ね減少している。

(2) 新たな計画における施策

産業廃棄物の新たな不法投棄0（ゼロ）目指し、警察、市町村等の関係機関と協力・連携しながら、県民・事業者への普及・啓発、不法投棄監視員・警備会社等による監視活動、関係各県と連携した広域的な監視活動を実施していく。

また、不法投棄者への原状回復指導を強く実施していく。